

CLOSE UP
福祉



みんなで逃げる、助かるための
「災害時避難行動要支援者名簿」

災害時に自力で避難することが困難で他の人の介助が必要な高齢者や障害者など一定の要件に当てはまる方の避難行動要支援者名簿を作成しています。

■対象者

- ①(在宅)の要介護3・4・5に該当する方
- ②(在宅)の身体障害者手帳の交付を受けている方のうち左記に当てはまる方

●視覚・聴覚・上肢・下肢・運動機能障害(上肢機能・移動機能)
：1・2級

●呼吸・心臓・腎臓機能障害：1級
●体幹：1～3級

③(在宅)の療育手帳A1・A2の交付を受けている方

④(在宅)の精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

■名簿の活用

①市では災害時避難行動要支援者として登録された方のうち同意書の届出をされた方の名簿を、災害発生に備えて関係機関(警察署、消防署、消防団)および地域団体(民生児童委員、自主防災組織、自

治会など)に提供し、避難訓練などに活用していきます。

②災害発生時に名簿をもとに、安否確認や避難支援を行います。

※この同意は災害発生時に避難の支援を受けられる可能性を高めるためのものであり、災害時の支援が必ず行われることを保証するものではありません。関係者に義務を負わせるものでもありません。また、対象となる方には、福祉事務所から個別に同意書の届けについての文書を送付しています

■個人情報の取り扱いについて

この名簿の情報は、重要な個人情報です。情報提供はお住まいの地区の避難支援などの関係者のみに提供し、情報提供する際には、名簿情報の管理・取り扱いについて周知徹底し、個人情報漏洩しないように対策を実施していきます。

問 福祉事務所 ☎57-8509

CLOSE UP
保育

特定教育・保育施設(幼稚園・保育所等)への入園・入所申し込み

平成31年度の特定教育・保育施設への入園・入所申込みの受け付けを次のとおり行います。必要書類をご準備のうえ、受付期間内にお申込みください。

■申請書類の入手方法

10月1日(月)から香南市教育委員会子ども課、本庁市民保険課、健康対策課、各支所(夜須支所を除く)、各保育所・幼稚園、市内の認定こども園・地域型保育施設で申請書類の配付を開始します。

■受付期間

11月5日(月)～11月16日(金)
※土日祝日を除く
※右記受付期間終了後は、二次募集での申込みとなります

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分
※11月7日(水)、9日(金)、14日(水)16日(金)は午後8時まで受け付け

■受付場所

大峰の里(夜須町)1階健診室

■留意事項

既に通園しているお子さんについては、現況届などのご提出により継続利用の手続きを行いますので、新たに申し込みいただく必要はありません。
また、夜須保育所と香我美おれんじ保育所の3歳児についても、申し込みは不要です。
申込み時には面接を行いませんので、お子さん同伴でなくてもかまいません。



問 子育て課 ☎57-7522

CLOSE UP
高齢者



後期高齢者医療制度の
歯科健診を受けましょう!

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態などをチェックし、口腔機能低下の予防をするため、歯科健康診査を実施します。

■対象者

高知県後期高齢者医療の被保険者の方が対象です。

前年度75歳年齢到達者(昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方)と前年度後期高齢者医療の歯科健診受診者には、受診券を事前送付いたします。それ以外の方は、申込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。
※ただし、長期入院中の方、施設などへの入所者の方は対象外となります

■自己負担：無料

※治療が必要な場合、治療費は自己負担

■受診回数：実施期間内に1回

■受診方法：事前に、受診を希望する登録歯科医院にご予約の上、受診してください。

■健診実施期間：平成30年10月1日～平成31年2月28日(5カ月間)

■持ち物：被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳

■健診項目：歯の状態・歯周組織の状態・咬み合わせの状態・口腔衛生、清掃の状態など

■実施機関：受診券と同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院
※受診券発送前の実施機関の確認は、市民保険課までお問い合わせください

■健診結果：健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

■その他

・歯科健診は、実施期間内に1回のみ無料の対象となりますので、後日、重複受診が判明した場合は、費用を請求します。
・健診結果は、保健指導などに活用させていただきます。

問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP
地下水

農地募集
「地下水かん養事業」

地下水かん養のため、冬季の休耕田に水をためてもらえる農地を募集します。



■暮らしを支える「地下水」

市の水道水のほとんどが地下水を利用しています。その地下水は、市民生活はもとより、農業、工業など地域経済を支え、豊かな自然環境を育んでいます。

しかし、林業の低迷や生活環境の変化などの理由から、地下水の源となる山の保水力が低下しています。

■豊かな「地下水」を育む

「地下水かん養」とは、水分が地中へ浸透しやすい環境を作り出し、豊かな地下水を育てようとする取り組みです。

市では、11月から翌年2月までの冬季の休耕田や耕作田にあえて水を溜める「地下水かん養」の取り組みを行っています。

■募集総面積 1,500アール

■募集箇所 野市町、吉川町

▼市道「スイデン」線
(青少年センター)から南

▼市道野地中ノ村線
(みどり野圃地)から南

▼吉川町全域

※深淵地区については、上段の地域※水張りで隣の作物などに影響のない平地の農地に限る。

■受託期間

11月1日(木)～31年2月28日(木)

■受託料 10アール(1反)あたり 20,000円

※契約面積は、登記簿面積

■一人あたりの受託面積

▼10アール(1反)以上から

■作業内容

▼休耕田の耕地：1回
▼水の補給：3日に1回程度水が枯れないよう管理する

■申込み締切り 9月28日(金)

問 地域支援課 ☎57-8503